

4 川崎市の目標値

(Target values in Kawasaki City)

4-1 環境目標値の設定について

(The setting of environmental target values in Kawasaki City)

平成 12 年 12 月 1 日
川崎市告示第 599 号

環境目標値の設定について

川崎市環境基本条例(平成 3 年川崎市条例第 28 号)第 3 条の 2 の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件にかかる目標値を次のように定め、平成 12 年 12 月 20 日から適用する。

川崎市公害防止条例(昭和 47 年川崎市条例第 12 号)第 19 条第 1 項の規定に基づく大気の汚染に係る環境目標値(昭和 47 年川崎市告示第 98 号)は、平成 12 年 12 月 19 日限り廃止する。

物 質	環 境 目 標 値	
二酸化硫黄	1 時間値	0.10ppm以下
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm以下
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.02ppm以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値	0.075mg/m ³ 以下
	年平均値	0.0125mg/m ³ 以下

備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。

4-2 対策目標値の設定について

(The setting of measure target values in Kawasaki City)

平成 12 年 12 月 1 日
川崎市告示第 600 号

対策目標値の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 11 年川崎市条例第 50 号)第 6 条の規定に基づき、対策目標値を次のように定め、平成 12 年 12 月 20 日から適用する。

物質	対策目標値		達成年度
二酸化硫黄	1 時間値	0.10ppm以下	
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm以下	
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm~0.06ppmのゾーン内 又はそれ以下	全測定所で平成17年度から平成22年度の早期
浮遊粒子状物質	1 時間値	0.20mg/m ³ 以下	一般環境大気測定所で平成17年度から平成22年度の早期
	1 時間値の 1 日平均値	0.10mg/ m ³ 以下	

備考 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μ m 以下のものをいう。